

平成 30 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 30 年 9 月 10 日（月曜日）

○日時 平成30年 9月10日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

松 浦 敏 司

渡 部 眞 美

○議件

1. 議案第 1 号 平成30年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第 4 号 旧網走高校解体工事請負契約の
締結について
3. 請願第21号 路線バスの利用の拡充に関する
請願
4. 請願第23号 2019年度地方財政の充実・強化
を求める意見書提出についての
請願
5. 請願第24号 2018年度北海道最低賃金改正等
に関する意見書提出についての
請願
6. 陳情第43号 L G B T（性的少数者）へ憲法
13条に基づいて立法・行政で最
大の尊重を求める陳情
7. 陳情第44号 L G B T（性的少数者）へ憲法
13条に基づいて立法・行政で最
大の尊重を求める陳情
8. 陳情第48号 性的少数者（L G B T s）へ憲
法13条に基づき立法・行政で最
大の尊重を求める陳情
9. 陳情第49号 性的少数者（L G B T s）へ憲
法13条に基づいて立法・行政で
最大の尊重を求める陳情
10. 陳情第50号 林業・木材産業の成長産業化に
向けた施策の充実・強化を求め
る意見書について

11. その他

- （1）北海道胆振東部地震に伴う停電について
- （2）秋季視察調査の実施について

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長 工 藤 英 治

○傍聴議員（6名）

井 戸 達 也
栗 田 政 男
佐々木 玲 子
田 島 央 一
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
建設港湾部長	石 川 裕 将
企画調整課長	秋 葉 孝 博
農 林 課 長	梅 津 義 則
建 築 課 長	小 原 功

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総 務 議 事 係	早 渕 由 樹

午前10時00分開会

○金兵智則委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案2件、請願3件、陳情5件の合計10件の審査を、その他として秋季視察調査の実施について協議をいたします。

秋季視察調査につきましては、理事者退席後に行います。

それでは、議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、畑作振興対策事業から説明を求めます。

○梅津義則農林課長 議案資料3ページをごらん願います。

平成30年度一般会計農業振興費、畑作構造転換事業補助金の補正予算について御説明を申し上げます。

1の補正の理由及び内容につきましては、規模拡大に対応した競争力のある畑作産地への構造転換に向けた、農業機械の導入に対する国が実施する畑作構造転換事業を活用し補助するため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途としましては、農業用機械の導入に対する補助金として415万5,000円を補助いたします。

2の補正額につきましては、歳出・歳入ともに記載のとおり415万5,000円を追加補正するものであり、財源につきましては、全額が道の補助金となっております。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 それについては理解したのですが、前回8団体というような話も伺っているわけですが、今回は1団体ということですね。

ほかの団体で、今後、この種の事業に手を挙げるといような予定はあるのでしょうか。

○梅津義則農林課長 前は8団体の申し込みがありまして、8団体採択されております。

今回は1団体の申し込みで、1件の採択となっているところでございますが、今回2次募集があつて1件の申し込みがあり、それで1件採択されたという状況でございますが、今、3次募集もきております。手を挙げているところが1件ございますので、採択されるかどうかは、今後の道の判断ということになるかと思ひます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に移ります。

続きまして、一般会計補正予算中、債務負担行為の補正、子育て世帯向け住宅の供給に関する協定について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案第1号の第2表、あわせて議案資料1ページ資料1号の2、債務負担行為の補正をごらん願ひます。

議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算のうち、第2表債務負担行為の補正について御説明いたします。

本件は、子育て世帯向け住宅賃貸支援事業に係る

家賃補助について、債務負担行為の設定を行うものでございます。

本事業は空き家を活用し、低所得の子育て世帯が入居する場合、国とあわせ家賃の一部を補助するものであり、現在募集開始に向け事務を進めているところでございます。

募集する住宅は5戸で、家賃補助の上限は月額戸当たり4万円となりますことから、年間240万円を上限に補助を行うものです。

今後、住宅の賃貸人と子育て世帯向け住宅の供給に関する協定の締結を行うこととなりますが、今回、事業開始に当たり、平成31年度から平成40年度までの10年間の家賃補助限度額を2,400万円とする債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 これについては理解しましたがけれども、例えばこの供給する住宅というのは、今後の見込みとしては、一定数あるというふうな認識でいるのでしょうか。

○小原功建築課長 市内には、現在130件ほどの空き家があるというふうに推計をされておりますけれども、このうち、今回、募集を5件するというところで、今後、空き家を活用されたいという方に対して、個別にもなるかと思うのですが、この事業の制度について活用させていただきたいことを説明させていただいて、募集をしていこうかというふうに考えております。

○松浦敏司委員 空き家といつてもいろいろあつて、一定程度手を加えなければならない、当然そのままというふうにはならないと思うのですが、その辺についてはどのような対応をなさるのでしょうか。

○小原功建築課長 空き家につきましては、1年以上空き家ということで、耐震基準を満たしたもの、昭和56年6月以降の住宅を対象としております。

また、子育て向きに若干の改修を行う場合につきましては、この制度とあわせて、本年当初予算において、改修費を50万円計上させていただいているところでございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 低所得の子育て世帯が対象になっているかと思うのですが、こういった方たちへの周知はどのようになっているのでしょうか。

○小原功建築課長 現在のところ、まだお貸しをで

きる住宅が確保されていない状況ですので、今後それらが集まった時点で、公募により入居者を募集したいというふうに考えております。

○永本浩子委員 公募による募集というところは、広報などを使ってということでもよろしかったでしょうか。

○小原功建築課長 広報を使ったり、従前の市営住宅の募集のような形でホームページも活用しながらということ考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第4号旧網走高校解体工事請負契約の締結について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料8ページの資料2号をごらん願います。

議案第4号旧網走高校解体工事の請負契約の締結について御説明いたします。

契約の内容でございますが、入札執行は、平成30年8月23日に指名競争入札にて実施いたしました。

今回、落札業者の北斗・早水特定建設工事共同企業体と2億7,540万円で契約を行おうとするものでございます。

工事完了予定日は、平成31年3月29日でございます。

工事の概要でございますが、契約の目的、工事施工場所につきましては記載のとおりでございます。

工事概要といたしましては、鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階、延べ床面積6,085平方メートルの解体工事でございます。

なお、9ページに工事箇所図を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 若干伺いたいのですが、今回の入札に当たっての予定価格と落札率、それから、何社が指名競争入札に参加したのか、伺います。

○小原功建築課長 税込みでお答えさせていただきますけれども、予定価格が2億8,512万円、落札金額が税込みで2億7,540万円、落札率は96.59%でございました。

指名につきましては、市内のAクラスの建築業者7社により、3組の共同企業体を組んでいただき、指名をしたところでございます。

○松浦敏司委員 結構高い落札率なのかなと思うのですが、大体この程度が一般的だというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○小原功建築課長 公共工事におきましては、近年その労務単価の上昇等もありますし、我々も積算する上では、北海道の単価を基準しておりますので、それほどその落札率というのはこの数年変わらないのですが、このような95パーセントくらいのところで推移しているといった状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、この場所は地図で見てもおわかりのように、結構交通量のあるところですね。

それから、近くには幼稚園もあるということで、工事に当たっては、そういった十分な配慮、対応が必要かというふうに思うのですが、その辺ではどのような考え方でしょうか。

○小原功建築課長 歩道に面している部分もございますし、そういった小さなお子さんも通る可能性もございますので、工事の実施中については、誘導員も配置しながら工事を進めたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 ぜひ事故のないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 参考までなのですが、一応今回3組が入札に参加されたということで、最高額はどれくらいだったのでしょうか。

○小原功建築課長 一番高い額につきましては、税込みになりますけれども2億7,777万6,000円、率としましては、97.42%でございます。

○永本浩子委員 かなり競っていたということで、わかりました。ありがとうございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、お諮りをいたします。

議案第4号旧網走高校解体工事請負契約の締結について、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 次に、請願の審査を行います。

初めに、請願第21号につきましては、3月2日の当委員会に付託されましたが、請願者より8月29日付で取下願が提出されておりますので、委員会として請願第21号につきまして、取下承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、取下承認すべきものと決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第23号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願と、請願第24号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審議を行います。

この2つの請願につきましては、平成30年の第1回定例会で提出され継続審議となっておりますので、こちらについて議論をしていただきたいというふうに思います。

まず、請願第23号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願についてであります。

○川原田英世委員 地方財政の充実・強化を求めるということで、たしか前回、継続ということになった背景に、国の財政も非常に危うい中で、地方が声を上げて一方的に上げるのはどうかというようなお話もあったところでありますけれども、国は国、地方は地方ですので、地域としてこれから先の地方の財政は危うい、どうしていくのかこれから検討をさらに深めていかななくてはならないという中では、この請願については、一地域網走市としてしっかりと示していくべきものだと思いますので、この請願は出すべきだと考えます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 請願の内容については、理解するところです。

ただ具体的な記の部分で、例えば、記の1のところ、消費税の引き上げが来年2019年の10月からということで、これを充てるといふようになっております。

この部分については、私どもは、消費税を10%にすべきでないというふうな考えがあるものですか

ら、できればこの部分は、「また、」のところから削除していただければというふうに思います。

あとは7のところ、ここでも消費税に関する部分があるので、「同時に、」からの部分を削除していただければ、これは採択してよろしいというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 前回も言いましたけれども、趣旨は理解しているところなのですが、記の3のところの「トップランナー方式」の廃止・縮小ということで、自治体によっては、「トップランナー方式」によって差別的に交付税が受けられないというところも現実に確かにあるかと思うのですが、やはり、各自治体は努力をするということで、今回のこの「トップランナー方式」というのが導入になった経緯があるかと思うので、この廃止・縮小というところがちょっとやはりうちの会派としても引っかかるころなので、この「トップランナー方式」に関してのものがなければということです。

○金兵智則委員長 1と3を削除…採択の方向ではあるけれどもというかたちでいいですね。

○永本浩子委員 そうですね、そこがなければいいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 私どもの会派も、今、永本委員がおっしゃったとおり、「トップランナー方式」というのを廃止・縮小というのが、そこはどうかというふうに思います。

願意のほうは十二分に理解させていただくところなのですが、やはり頑張ったところと頑張っていないところの差別化というのは、きちっとしていただきたいなということがございますので、この記の3については、全部削除していただければ採択ということでお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 今の永本委員と、副委員長からの話にあった部分で、「トップランナー方式」の問題ですが、これは本来、努力したものの努力しないものというふうなことを言いますが、これは本来のいわゆる地方税法からいうと、そういう部分はあってはならないのです。

本来も努力する、しないにかかわらず、財政状況に応じて、国が地方に対して交付税をするというのはもうこれは基本なのです。

これをゆがめたのが「トップランナー方式」なの

で、そういう意味で捉えていただくと、そうは簡単にならないだろうと思いますけれども、そういう問題だと私は捉えているので、あとは皆さんの判断です。

○立崎聡一副委員長 今、松浦委員のほうからお話がありましたが、捉え方に関して言えば、それぞれ捉え方があるのかなというふうに思います。

もしここが外れないというのであれば、継続でまた審査をお願いしたいなというふうに思っております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 記以降の文書について、それぞれ各委員から意見がありました。

消費税についての部分の文言、ここはないほうがいいのではないかとということ、「トップランナー方式」の部分の文言の削除、一部削除ということで、そういった形で各委員の皆さんの御同意を得られるのであれば、これは調整した上で、出すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、この請願第23号につきましては、皆さんの方向は採択というふうに思います。

あとは意見書のほうで調整をするという中身だったと思いますので、請願第23号につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、採択とさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第24号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審議をいたします。

○川原田英世委員 こちらの最低賃金の関係についても、前回継続となったところでありますが、その中で議論の部分は、やはり企業の状況も非常に中小企業は厳しいところがあるという中で、最低賃金を上げるという議論にならないのではないかとということでしたが、この記の3番を見ていただければわかるように、ここに中小企業に対して救える文言もありますので、それを踏まえた上で、今後についても出すべきかと、上げていくべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 私もこの請願については、採択すべきだと思います。

確かに機械的にすると中・小規模企業というのは大変ですけれども、ここに対する具体的な支援というふうなことをするというのがやはり大事なことで、それは記の3の中で、今、川原田委員が言われたように書かれているということでもありますので、そういったことも踏まえて、ぜひ採択をしていただきたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第24号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、次に、陳情の審査を行います。

初めに、陳情第43号及び44号につきましては、6月14日に当委員会に付託されましたが、陳情者により8月28日付で取下願が提出されておりますので、委員会といたしまして、陳情第43号、44号につきまして、取下承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その件につきましては、取下承認すべきものと決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 次に、陳情第48号、49号に移ります。

この2点につきまして、陳情者の佐藤正隆さんより委員会での説明の申し出がありますので、説明聴取についてお諮りをいたします。

説明聴取することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がありませんので、佐藤正隆さんから説明を聴取することに決定をいたしました。

なお説明の時間は2件で5分以内とさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、請願・陳情説明者席にお着きください。

お願いいたします。

○佐藤正隆陳情者 本日は、趣旨説明の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

また、6月の委員会において賛同いただきました議員の皆様には、改めてこの場を借りて感謝を申し上げます。

本件では、前回の継続審議の際にいろいろ御指摘がございましたように、性的少数者に関する表現、一般表現について、私のほうでも配慮が足りなかったという部分もございました。

そのため本件では、性的少数者に関する一般表現はLGBTsというふうにさせていただきます。

さまざまな表現があります。LGBTQ、LGBTQQ、LGBTQQIなどさまざまありますが、あえて今回は全てそれを包括している一般表現として、LGBTsと使わせていただきますことを御了承いただきたいと思いますというふうに思います。

我が国では、1994年に文部省が同性愛行為は非行行為でないということを認識し、同年、厚生省が同行為は病気ではないということを認定に至りました。

2002年には、人権教育啓発に関する基本計画が閣議決定され、その中で、性的指向に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれ、性的指向を理由とした差別禁止の明記に至りました。

2003年のいわゆる性同一性障害特別法成立、そして翌年からは性的指向に加え、性自認に対する差別の禁止が明記されるに至りました。

LGBTの問題は、我が国では人権の問題ながあります。

しかしながら、我が国の諸制度は、ほぼLGBTの方が存在しないという前提で動いているものが多いのであります。

たびたびの申し出があるにもかかわらず、第二次成長の特徴として、異性への関心の記述を性への関心というふうにさまざま申しているのですが、このような記述にはなっておりません。

また、法律婚でなくても内縁のパートナーは、社会保障の対象になることがあります、同性のパートナーの場合はかかる制度は一切ございません。

ともに住居を借りようとするときにも、内縁パートナーに比べて困難が伴います。

重篤な病にかかったとき、立ち会いや葬儀の立ち会い、遺産の分割に至るまで極めて不安定な立場に置かれているのです。

また、LGBTsの児童生徒は自己肯定感が低い傾向にあり、その自死率は他に比べて6倍になっているという調査もございます。

さらに最近もございましたが、公的立場にある方が、事実誤認や当事者のことを知らないと思われる心ない発言や寄稿、表現により声を上げられず傷つく当事者も多くいるのです。

私は、7年前より北海道初のLGBT法務取り扱い行政書士として活動しておりますが、初めて取り扱いをした案件が、同性愛者間のストーカー案件でした。友人の知り合いが困っているということで、私が対応いたしました。

彼は誰にも話せなかった。誰にも相談できる人がいなかった。相談したのだけれども自業自得だと、このようなことまで心ない言葉を掛けられたそうです。私はこの案件に対して誠実に対応し、無事に解決に至りました。

今でも、このような状況は変わっていないのではないかというふうに思われます。

前回も申し上げましたが、LGBTsの諸権利を認めることは、少子高齢化社会に逆行するという意見が確かにございます。

これはむしろ、多様な家族制度を認めることが、人口増加につながるというふうに私は回答したいと思います。

その例として、先進国でただ唯一人口減少から人口増加に転じたフランスを上げたいと思います。

フランスはカトリックの影響が強く、戦後長い間、妻の無能力ということがずっと言われていました。それは、「国に二王なし、天に二日なし」という考え方で、主は1人だけ男性だけという考え方に基づいた民法体系でございました。

ところが、人口減少に至って、フランスはより多様な家族制度へ大胆な政策変換を行いました。

それによって、先進国で唯一人口増加に転じたということでございます。

多様な家族が認められるということは、より人口増加につながるという実証例であると思われれます。

6月議会において、さらに10のLGBTsに関する自治体の請願・陳情が採択されました。

前回26の自治体に出したのですが、その中で、最も紹介議員が多かった会派は、どこだったのかということちょっと調べましたら、一番会派が多かったのは公明党さんの会派でした。

ほかの議会に関しても、非常に陳情や相談などは会派を超えて、党派を超えて、さまざまな議員さんのおかげでもって、10の自治体がこのような決議に至ったわけであります。

最後に、地方創生の時代、地方の時代と言われて久しいのですが、地方のLGBTs当事者団体が、「故郷を帰れるまちにしたい」とスローガンを上げています。こういうこと自体が、実は、まだ自分が愛しているまちで暮らしたいという思いがかなえられていないということをあらわしているのではないのでしょうか。

本件が採択されることになれば、5万人以下の地方自治体では、埼玉県毛呂山町に続いて全国2例目となります。

多くの小さな地方で暮らす当事者の皆さんのためにも、そして網走市に暮らす声を上げられない1,000人以上の当事者の皆さんのためにも、いち早く御採択賜りますよう心よりお願い申し上げます。

きょうはありがとうございました。

○金兵智則委員長 それでは、佐藤正隆さんは傍聴席にお戻りください。

それでは、この2件について審議を行います。

内容が同じではありますが、提出先が違いますので、一つずついきたいと思います。

陳情第48号性的少数者（LGBTs）へ憲法13条に基づき立法・行政で最大の尊重を求める陳情について審議を行います。

○川原田英世委員 今、佐藤正隆陳情者からいろいろお話がありましたとおり、ここに記されていること求められていること、これは当然のことだということふうに思いますし、憲法が保障する国民の権利等を踏まえて、これが内包されているというふうにも思いますので、これは陳情として、しっかりと声を上げていくべきだということふうに思いますし、認めないというような言葉が、国会でも生産性がないだとか、そういったことが報道にのったような国会議員もいましたけれども、認識はそれぞれあるとしても、それは法律でしっかりと人の心と権利を保障していくということが法治国家日本として当たり前のことですし、そういったことを踏まえて、憲法にのっとってしっかりと行動していくべきだと、対処していくべきだと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 性的少数者の関係では、やはり近年ですよね。やっと認知されて、世界的にも認知されてきたと。

ただそれまでは、なかなかこの全文の中にありま

すように、相談できない、表に出せない、いわゆるそういう差別がずっとされてきたという歴史があって、そういう中でやっと最近、そのことが認められるようになったということで、非常にそういう意味では、いい流れになってきているのだというふうに思います。

当市においても、やはり、こういう今回の陳情については、非常に重要なことだと思いますし、より、いわゆる人権問題として捉えて、これは採択すべきものだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 前回、LGBTの中にQという新しい概念が出てきたということで、もう少しそういったところの捉え方も配慮して、少し時間をかけたほうがいいのではないかとということ言わせていただきました。

決して人権問題として捉えていないわけでもないし、こういった捉え方をきちんと社会の中に定着させていくことは、もちろん大賛成の上の話でしたので、今回、Sという一文字を入れてくださったということでその思いを酌んでくれたのだと思います。

国に対するこの陳情に関しては、採択したいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 LGBTに関しては世界などでも、タイなどでは性区分が十何種類もあり、そういった部分を見ても、当然の流れではないかなと思いますし、また、願意等を見ても何かをしてほしいではなく認めてほしいという当たり前の権利を主張していることなので、これはもうぜひ採択すべきことではないかなと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、陳情第48号性的少数者（LGBTs）へ憲法13条に基づいて立法・行政で最大の尊重を求める陳情につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第49号性的少数者（LGBTs）へ憲法13条に基づいて立法・行政で最大の尊重を求める陳情について、審議を行います。

○松浦敏司委員 前回も私は賛同したわけですから

ども、札幌では、ここにも記の中でも書いていますように、パートナーシップ認証制度というのも導入しているというようなことで、LGBTsへの理解が進んでいるということだと思いますので、当市においても、それはそういう方向に進むべきだというふうに思いますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 49号については継続でお願いしたいなというふうに思います。

確かに、道内でも札幌などの大都市では導入されているようであります。

それから先ほど陳情者のほうから御説明もありました5万人以下の都市では、当市が手を挙げれば2番目ということにはなっておりますが、まだまだ国にやっと請願のほうも上げていく段階で、今回は、まだもうちょっと様子を見ながら取り組んでいくべきではないかというふうに思いますので、継続でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 今回、市に対するこのLGBTsの陳情なのですけれども、先ほど言いましたとおり、趣旨としては全く賛同している段階ではあるのですけれども、会派の中でもいろいろと他の自治体がどうなっているのか、手の届く範囲で調べさせていただいて、やはり一般質問で初めてこういった問題が取り上げられて、市の広報誌に初めてLGBTに関する内容の紹介がやっとでた市もあれば、市長とLGBTの団体の責任者で話し合いが持たれたというところも道内でもあるようで、少しずつ各自治体で動きが出ているのではないかということでした。

そしてまた、網走市内においては、多分、声があっても出せないということなのだと思いますけれども、男女共同参画事業のほうにも、また福祉課のほうにもそういった声や問い合わせ、こうゆうふうにしてもらいたいという要望等は、まだ届いていないということもわかりました。

一応会派としての意見なのですけれども、趣旨については賛同なのですが、この記の下具体的な内容がちょっと網走市としては、まだまだこのLGBTに対する認識ができていない段階で、少しハードルが高いかなという意見がありまして、この記の部分がなければ採択できるという結論になりました。

○古都宣裕委員 これも基本的には48号と一緒に、採択すべきものであると考えております。

また内容についても、記の中でも、制度を導入してほしいですとか、基本的には大きく予算をかけた何かをしてほしいではなく、自分たちのことを認めてほしい、そういった配慮をしてほしいということが中心となっていますので、多様性を認める社会、そして、網走市も広く認める意味でも、こういったことを認めていくことが大切だと思うので、議会としてもしっかりと声を上げていくことが大切ではないかなと思います。

なので採択をお願いします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 継続という意見もあれば、記の部分から下の全てを消してというような意見もあったところなのですが、自治体において、これが拙速であるというような意見があったのかなというふうに思うのですが、まずそこについては、全く違うのだらうと、進めていく必要があるのだらうと思います。その上でさっき古都委員が言ったような、認めてほしいというそういった思いに対して、議会としてどういうふうに考えるのかというところにあるのではないかなと思います。

1から8とありますけれども、この中で、調整がつくのであれば、出す方向で少し文言修正、消す文を消すなどしてでも上げられる方向性がないのか、模索する必要があるのではないかなと思うのですが、その点で御意見があればと思います。

○立崎聡一副委員長 願意についてはよくわかるころなのですけれども、やはりうちとしては継続でいていただきたいなというふうに思います。

拙速かどうかというのは、ちょっとお答えづらいところもあります。どの程度、拙速という言葉になるのかどうかというのは、ちょっとわからないのですが、まだまだ、もうちょっといろいろときちっと研修していきなり何なり、必要だなというふうに私どもは思っておりますので、その記の下部分がどうこうという話は考えていないのですけれども、とりあえず今回は継続でお願いしたいなというふうに思います。

○松浦敏司委員 若干、議員間討論といいますが、したいと思うのですが、いいですか。

先ほど古都委員も言われましたように、ここで直ちにどうこうしろということではないのですよね。

一つは、パートナーシップ認証制度を導入することを求めていると。それから、ほかの記のところでも今すぐどうこうしろということではなくて、認め

てほしい、配慮してほしい、こういうことを言っているわけで、これを市に対して議会として、そういう陳情を受けて、議会として市としてもそういう方向で考えてほしいと、こういう意味ですからね。

その辺を捉えれば、48号で合意できたのであれば、この分についても全く問題ないのではないかと私などは思うわけです。縛るものではないですからね。このことをぜひわかってほしいという意味ですから、そういう点で継続ではなく、何とか同意できないのかなというふうに思うところです。いかがですか。

○立崎聡一副委員長 まず、国のほうでしっかりとした体制が整っていないうちに、当市において導入するというのは、いかがなものなのかというのがあります。

お願いというか、古都委員が言った、認めてほしいという話なのですけれども、認めてほしいというのは、もちろん認めてあげなければいけないのだらうなというふうに思いますけれども、ただ、行政の対応としてそこを一概にぼんとやってしまうというわけにはなかなかならないのだらうなと思うのです。議会のほうからもそのことをお願いしなければいけないというのは、議会の全員の総意というのが必要だと思いますので、うちとしてはやはり継続でお願いしたいというふうに思います。

○松浦敏司委員 先ほど私も言いましたけれども、行政に対して今すぐどうこうしろということは求めているのですよ。

だから、こういう思い、そういう方向で認めてほしいとか、配慮してほしいと、こういうことを言っているわけで、これを採択したからといって、自治体が今すぐどうこうしなければならないというものではなくて、これを参考にして市として今後どう進めていくかというのは、これまた行政が判断することだというふうに思うのです。

だからこれによって、今すぐ行政に求めるというものではないということなので、その辺の願意を受けとめれば、採択で全く問題ないのだらうというふうに思うのですが、いかがですか。

○立崎聡一副委員長 今すぐというお話がありましたけれども、今すぐという話ではないというふうにはおっしゃっていますが、そこはちょっと違う、違うというか、僕らの捉え方とやはりちょっと違うのかなという気がいたします。

その辺も酌んでいただきまして、私どもは継続で

いきたいというふうに思います。

○古都宣裕委員 先ほど私どものほうの話もしましたけれども、こちら記の中の願意もしっかりと読むと、厚生労働省のガイドラインに基づき、現行制度範囲内であるということで、何かを変えてまでやってほしいということではなく、今できることの中で認められる範囲を認めてほしいということを願意としておっしゃっている中で、それを地方自治体として国にはこうしてほしい、でも私たちは国が動くまで動きませんよというのは、ちょっと違うのではないかなと思います。

私たちもできる範囲のことから取り組んでいくことも必要ではあると思いますし、その中でも網走市として、これはちゃんと採択した上で取り組むべき声を上げていくのも議会として必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○永本浩子委員 いろいろと今御意見が出ているところで、議員間でもこれだけLGBTに対する捉え方というのが違うのだなということを感じているところなのですが、認めてもらいたいという、もちろんそれが一番大事なことで、そのためにはやはり市民の皆さんのこのLGBTの方々への理解というのがやはり大事になってくるのではないかなと思うのですね。

我が会派としては、市民の皆さんへの理解というものをまず先に持ってきて、その上でこの記に記されているような具体的なものを、次の段階として持っていくことが一番いい流れになるのではないかなということで、今回は、具体的なものというのではなく、このLGBTの方たちが本当にふるさとを帰れるまちにしたいというそういう思いをかなえられるような、市民の理解を深める方向にしてもらいたいということで、まず第1弾ということでやってはどうかということだったのです。

その次の段階として、札幌市がやっているようなこういうパートナーシップ認証制度を導入するだとか、いろいろな具体的なことが、次の段階でできたほうが、LGBTの方たちに対しても自分が暮らす周りの方たちの理解を得られるということが一番住みやすいまちにすることではないかなということで、一遍にこの具体的なことも出したほうがいいのか、それともちょっと段階を経てなのかという違いなのだと思いますけれども、うちの会派としては、まだまだ網走市においては、理解度が進んでいないのが現状なのではないかということで、まず理

解を深める方向性ということでは言わせていただきました。

○松浦敏司委員 今、永本委員の話だと、網走市の理解度はまだ低い状況だというようなことから、まだ早いのではないかという意味なのだろうと思うのですが、だからこそ、市民から上がってきているこの陳情について、こういう陳情については議会としてもぜひ理解をし、市としてもそういう方向を進んでほしいという思い、市のおくれた部分を推進するためにも議会として示すのが、この陳情の取り扱いではないかと私は思うのです。

そういうふうに考えれば、全く採択することには問題がないのだろうというふうに思うのですが、いかがですか。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 なかなか同意が得られないというところで、ただこれは市民から上がってきている一つの陳情として議会として先延ばしにして継続するということよりも、先ほど皆さん願意は非常によくわかるということでしたので、どのようにして市民の周知も含めてしていくのかというところで、一つ提案というか、ちょっと内容が変わってしまっただけなのではけれども、記の1番に「導入すること」とありますが、この将来性をちょっと考えた上で、導入に向けて研究していくとか、そういった文言に置きかえた上で、上げていくということはいかなるかなと思うのですが、各委員の皆さんの意見もいただければと思います。

○松浦敏司委員 ここでも言っているように導入することというけれど、直ちに導入しろということではないのですよね。

そういう方向でやってほしいということなので、陳情者がそれでも文言をそうしてもいいというようなことであればいいと思うのですが、今すぐやれということではないのだろうと私は捉えているところです。

○立崎聡一副委員長 今すぐやれという話、先ほどからずっとされているのですけれども、何でしょう、そこは認識の違いだとか、考え方の違いになるのではないかなと思うのですよ。

言葉を読めばそういうふうになっていますけれども、実際、どうなのかということ考えたときに、そこはやはりここまで来たのであれば、直ちにやっていただきたいというのは感情だと思います。それはもちろんそうだと思うのですよ。

ただ、そこに踏み切るにはいかなるものかということでは私は言いたいところであって、ですからそこは継続でお願いしたいなというところなのです。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開いたします。

他に何かございますか。

なければ、陳情第49号につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして陳情第50号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情について審議をいたします。

○川原田英世委員 これは毎回と言ったらあれですけども、毎年上げさせていただいている内容とほぼ同じ内容になってくるなというふうに思いますけれども、重要な課題だというふうに思いますので、これはぜひ採択すべきだというふうに思います。

○松浦敏司委員 まさしく、ここの前文の中で言われているように、本道の森林は、全国の森林面積の4分の1を占めているというようなことで、「植えて育てて、切って使って、また植える」というようなことで、非常に重要なことだというふうに思いますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 うちの会派としましても、この林業に関してはしっかりと支援していくべきだと思いますので、採択でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、陳情第50号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金兵智則委員長 意見書（案）の印刷・配付を行いたいのですが、よろしいでしょうか。

その間に、その他、委員・理事者から何かございますか。

○松浦敏司委員 9月6日に、胆振の厚真町で震度7の大きな地震が起きたということで、それに伴って、結果として、かつて私たちが経験したことのない長時間の停電ということで、さまざまな分野で影響が出ていると思います。私自身も何人かの聞き取りをして痛感しているところですが、市として現時点でわかる範囲内で停電での状況について、報告していただければありがたいと思います。

○金兵智則委員長 答えは大丈夫ですか。

○岩永雅浩企画総部部長 資料を配りたいと思いますので、休憩をお願いします。

○金兵智則委員長 一旦、休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○金兵智則委員長 再開します。

○岩永雅浩企画総部部長 それでは北海道胆振東部地震に伴う停電の概要について、御説明させていただきますと思います。

災害の概要につきましては記載のとおりでございます、9月6日の午前3時7分に大規模な地震が発生をし、全道で停電が発生をいたしました。

これに対する網走市の対応状況でございますが、9月6日の午前6時15分に災害対策本部を設置し、午前6時30分には、広報車により市内20区域に分けて停電の周知、それから、フェイスブックとツイッターによる情報発信を行っています。

また、午前7時45分、8時30分には向陽ヶ丘とつくしヶ丘の地域で給水活動を開始しています。

これについては、高層階を持つ住宅への対応ということでございます。ポンプで汲み上がらないということです。

それから午前8時30分からは、モバイル機器の充電提供ということで、市内3カ所に発電機を設置いたしました。

また、夕方には10カ所で避難所を開設し、さらに、給水、モバイルの機器充電の対応を開始いたしました。

9月6日時点での避難者は下に表がありますが、潮見コミセン、駒場住民センター、向陽ヶ丘住民センターでは地域の方、そして西コミセン、それからエコーセンターについては観光客を含む方たちの避難がございました。

次に、9月7日ですが、通電が確認できた地域の避難所の状況確認をしながら、それぞれ避難所の閉鎖を進めてまいりました。

最終的な避難所の閉鎖は、9月8日午前10時のエコーセンターの閉鎖でございます。

この閉鎖をもって全ての避難所については閉鎖をいたしました。

9月7日につきましては西コミセン、それからエコーセンターいずれも、観光客の避難ということになっております。

以上です。

また、今後各部において、今回の対応についての反省評価を含めて、状況の把握などを進めていく予定であります。

以上です。

○松浦敏司委員 本当に市職員の皆さんには不眠不休の活動で大変だったというふうに思いますが、ただやはり、私は若干聞いているのですが、ホテルやあるいは商店、いわゆる冷凍食品などを扱っているところでは、相当な被害が出ているのではないかと思います。

アイスなど無料で配ったりしたスーパーもあるというふうにも聞いていますけれども、さまざまなことが起きていると思います。

運送業の関係でも、電源がとまったために冷凍物が解けてしまうようなこともあったというふうにも聞いていて、そういう点では、市としてもこの実態を把握する必要があるのではないかと思います。

今後、このようなことがあってはならないですけど、大体この近代の中で1カ所の地震で全道が停電するというようなことが、初めての例というわけですから、北電の今後の対応をしっかりと求めたいというふうに思いますが、全市的な状況を調査する必要があるのではないかと思います。その辺はいかがでしょう。

○岩永雅浩企画総部部長 全市的な状況については、調査はすでに進めていますけれども、取りまとめについてはもう少し時間をいただきたいというふうに考えています。

この3日間の対応の中では、市で対応できない、事業者さんに対応していただかなければできないことも見出されていますので、それについてはしっかり伝えたいというふうに思います。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

この件につきましては、委員会として所管事務調査ということで改めて全てまとまった後にでも、もう一度、こういうふうになりたいと思いますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

この件につきましては、これで終わらせていただきます。

○金兵智則委員長 意見書（案）についてであります。

皆様のお手元に配られているかと思しますので、御確認をいただければと思います。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）につきましては、種々意見をいただいたものを踏まえて、訂正をさせていただいたものをお配りしているはずですよ。いかがでしょうか。

〔「確認しました」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よければ、意見書（案）につきましては、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、意見書（案）の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

委員、理事者から他に何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者退出のため暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時03分再開

○金兵智則委員長 再開します。

秋季視察調査の実施についてであります。まずは秋季視察調査を例年行っております。

昨年度につきましては、悪天候により中止ということにさせていただいた経緯がございますが、まず秋季調査を行うか行わないかを、お諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

○松浦敏司委員 行うべきだと思います。

○永本浩子委員 バイオマスなど視察したいので、ぜひお願いします。

○金兵智則委員長 それでは、秋季視察を行うということに決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、決定させていただきます。

その際、委員外議員の参加を認める方向でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは認めるということにさせていただきます。

視察を行うと決まりましたので、視察先・視察日程につきましては、今バイオマスという意見がございましたが、他に何かございますか。

○松浦敏司委員 できればサケの水揚げの状況というのを見たほうがいいのではないかと思います。

○金兵智則委員長 松浦委員から意見をいただきましたが、ちょっと状況が変わってきておりまして、もろもろを踏まえて、日程・場所につきましては、正・副一任ということにさせていただいてよろしかったですか。

日程につきまして、何か御意見ございますか。

○渡部眞美委員 松浦委員と永本委員の希望も含めて、それから、今後、この状況になって議会の日程等もいろいろあると思いますので、そこを含めた中で、相手先もありますので委員長・副委員長に一任をしたいと思います。

○金兵智則委員長 では、そのようにさせていただきます。決定し次第ご報告させていただきます。

その他、委員の皆さんから何かございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

なければ、これをもちまして総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時08分閉会